

【史料の解説】

同日

一 赤坂表伝馬町壱町目善次郎地借

湯屋伊助同町金右衛門地借辰次郎申上候

一昨廿九日暮六時頃同人義伊助方江入湯二

罷越揚場棚江脱置候着類式太織半天

壱木綿繻伴壱紺足袋壱足木綿

呉呂服連細帶壱筋被盜候跡二木綿

白茶堅縞古單物同藍弁慶縞綿入半天

壱浅黃木綿繻伴壱紺足袋壱足木綿

中形胴メ紐壱筋残有之候二付則持參為

御訴申上候由右之伊助辰次郎町年寄

宗八申來候

右品取上已來心當りも有之候ハヽ可

訴出旨申付之

同日赤坂表伝馬町壱町目善次郎地借
湯屋伊助同町金右衛門地借辰次郎申上候
一昨廿九日暮六時頃同人義伊助方江入湯二
罷越揚場棚江脱置候着類式太織半天
壱木綿繻伴壱紺足袋壱足木綿
呉呂服連細帶壱筋被盜候跡二木綿
白茶堅縞古單物同藍弁慶縞綿入半天
壱浅黃木綿繻伴壱紺足袋壱足木綿
中形胴メ紐壱筋残有之候二付則持參為
御訴申上候由右之伊助辰次郎町年寄
宗八申來候
右品取上已來心當りも有之候ハヽ可
訴出旨申付之

【読み下し文】

同日（明治二年十二月一日）

一 赤坂表伝馬町壱町目善次郎地借り

湯屋伊助、同町金右衛門地借辰次郎申し上げ候

一昨廿九日暮六時頃同人義伊助方え入湯に

罷越、揚り場棚え脱ぎ置き候着類式、太織半天

壱、木綿縫伴壱、紺木綿腹掛壱、鼠

呉呂服連細帶壱筋盜まれ候、跡に、木綿

白茶堅縞古單物、同藍弁慶縞綿入半天

壱、浅黄木綿縫伴壱、紺足袋壱足、木綿

中形胴べ紐壱筋、残しこれあり候に付きすなわち持参、

御訴のため申し上げ候由、右の伊助、辰次郎、町年寄

宗八申し来たり候

右品取り上げ、已來心当りもこれあり候わば

訴え出すべき旨これを申し付く

【解釈】

赤坂表伝馬町の湯屋で衣類盜難（明治二年十一月一日の訴え）

一昨二十九日（明治二年十一月）暮六ツ時（午後五時）頃、赤坂表伝馬町一丁目（現在の港区元赤坂一丁目二番地辺）の善次郎さんの土地を借りて湯屋を営む伊助さんのところに、同じ町内に住む辰次郎さんが湯に入りに来たのですが、脱衣所に置いた衣類が盗まれてしまいました。

盗まれたのはキモノ一枚に太織半天一枚、木綿の襦袢一枚、紺木綿腹掛け一枚、鼠色の呉紹服連（ゴロフクレン）舶来の粗羊毛を用いた織物）細帯一筋の計六点でした。

跡に残されていたのは、木綿白茶色の堅（たて）縞の古い单（ひとつ）物、木綿の藍弁慶縞綿入り半天が一枚ずつ、浅黄色の木綿襦袢一枚、紺足袋一足、木綿中形（ちゅうがた）浴衣によく用いられる型染めの布地）胴べ紐一筋の計五点です。

盜難を届け出たのは伊助さんに辰次郎さん、それと町年寄の宗八さんです。

残された衣類の中に綿入れが含まれていたのがせめてもの慰めですが、盗まれた着物と比較するとだいぶ見劣りするようです。

湯屋での盜難及び紛失というのは言上帳に頻繁に出できます。他の史料では下帯（いわゆるフンドシ）を盗まれた例もあります。盜難にせよ紛失にせよ、真冬に家までどうやって帰ったのでしょうか？衣類を借りたのでしょうか。実に気になるところです。

その上、こうして手許に残された衣類も、事件の手がかりとして東京府へ取り上げとなり、心当たりがあつたら訴え出るように申し渡されま

す。盗まれた人にとっては全く災難でした。